第明三治二十五種郵便物認可　三月三十一日

平成２４年（フ）第１０３１６号
東京都世田谷区等々力５丁目４－５－104
債務者　米原　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１３号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地19街区４棟404号
債務者　猪狩　五月
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
長野県佐久市志賀5909番地１　パインアベニューＣ103
債務者　堀　　暁
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第８４９号
東京都八王子市川町128番地263
債務者　梅本　直子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１４０号
東京都三鷹市上連雀４丁目19－６－206
債務者　山本　千穂
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２４号
東京都北区豊島５丁目４－３－1305
債務者　河内　千恵
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２５１号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野２丁目44－１－203
債務者　宇留島千人
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３１７号
東京都三鷹市井の頭４丁目９－10　コーポ・ウイングⅡ208
債務者　官梅美南海
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９号
北海道帯広市東９条南14丁目２番地　セントラルガーデン９Ａ205号室
債務者　兼古　千代（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
熊本県球磨郡相良村大字川辺97番地
債務者　川邊　　力
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第２６号
熊本県人吉市上戸越町2278番地
債務者　右田さおり
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１０１９３号
東京都品川区西五反田６丁目11－８斎藤方
債務者　佐々木智哉
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８号
沖縄県沖縄市胡屋２丁目１番16号　普久原アパート206号室
債務者　普久原朝康
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５８号
沖縄県中頭郡読谷村字波平1542番地２
債務者　松田　　格
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１６０号
沖縄県うるま市字赤道972番地51　赤道団地Ｅ３－301
債務者　真栄田和香子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部